

議事2 令和7年度(2025年度) 重点事業計画

令和7年(2025年)8月6日 熊本市生涯学習課

令和7年度(2025年度)熊本市の公民館活動について

1 はじめに

人口減少や少子高齢化、核家族化、未婚化・晩婚化、これらを背景とした単身世帯や単身高齢者増加といった社会環境の劇的な変化が進み、地域社会を支える地縁・血縁といった人と人との関係性や「つながり」が希薄化していることが指摘されている。

さらには、令和元年度(2019年度)から続いた新型コロナウイルス感染症の流行は社会に大きな影響を与え、内在していた孤独・孤立の問題を顕在化させ、あるいは一層深刻化させるようになったと考えられる。

このような中、デジタル人材の育成、DXへの対応など、社会が求める学びも変化してきているとともに、本市においては、TSMCの進出等により、在住外国人が増加しているなど、新たな社会的ニーズへの対応も求められてきている。

また、物質的な豊かさから、精神的な豊かさが求められており、さらに、豊かさに加えて健康までを含めて幸福や生きがいをつめる「ウェルビーイング」の考え方が注目されてきている。

公民館での活動は、それぞれのライフステージに応じた学びと、さまざまな関係性の中で自己実現を図り、より良い地域社会を築くことを目的としており、ウェルビーイングの実現には密接不可分であると考えられる。

ウェルビーイング社会の構築に向け、学びを通じた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み、持続的な地域コミュニティの基盤を支える社会教育・生涯学習のあり方が求められている。

2 本市の生涯学習推進について(第2次熊本市生涯学習推進計画より)

(1) これまでの本市の生涯学習推進

本市では、平成14年(2002年)3月に生涯学習推進施策を総合的かつ体系的に推進するため、熊本市生涯学習指針を策定し、「学習推進体制の整備」「学習活動の充実と支援」「学習拠点の整備」を基本目標として、生涯学習に関する取組を推進してきた。

平成21年(2009年)3月には、生涯学習を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、新たな熊本市生涯学習指針を策定し、「生涯学習ネットワークの構築」「学習機会の充実」「学習成果を生かす環境づくり」を基本施策として、持続可能な知の循環型社会の実現を目指した取組を促進した。

また、中間年である平成25年度(2013年度)には、施策体系などは維持しつつ、「現代的・社会的な課題と市民ニーズに対応した学習支援」の取組を拡充するなどの見直しを行った。

さらに、平成29年(2017年)4月、自主自立のまちづくりを推進するため、市内17箇所にまちづくりセンターを設置し、公設公民館とまちづくりが一体となって地域活動支援と連携した生涯学習の推進に取り組む体制を構築した。

平成30年度(2018年度)には、熊本市生涯学習指針の見直しを行い、目標管理を強化することとし、令和2年度(2020年度)に指針から計画に移行した。前計画ではより豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会づくり、地域づくりに向けて、市民自らが担い手として地域活動に主体的に参加することで当事者意識が高まり、これまで以上に生涯学習による「人づくり」「つながり

づくり」「地域づくり」を通して「学びと活動の循環」を醸成していくことを目指してきた。

(2) 本市が目指す生涯学習の姿

本市は、生涯学習による「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」という「学びと活動の循環」の仕組みを構築し、市民一人ひとりが豊かな人生を送ることのできる社会を目指している。

市民に必要な学びを提供するとともにその学びの成果を生かす環境をつくること、いわゆる「学びと活動の循環」により、市民一人ひとりの幸せが地域へ広がり、地域の豊かさにつながることで、市民と地域がお互いに豊かになると考える。

実現に当たっては、市民にとって身近に生涯学習を行える公民館や図書館、博物館などの社会教育施設での講座の充実をはじめ、文化芸術施設やスポーツ施設、青少年施設など、施設固有の持ち味を生かした事業を展開することにより生涯学習を進めていく。その際には、様々な立場の人たちが利用できるよう取り組む。

例えば、孤立を感じている独居高齢者や不登校児童・生徒などが、生涯学習に触れることで不安な思いを解消するなど、人や地域につながるきっかけとなるよう情報を発信していく。

最終的には、本市の生涯学習による幸福度（ウェルビーイング）の向上により『上質な生活都市』が実現できるよう目指していく。

(3) 基本理念

「学びと活動の循環」による、市民一人ひとりが豊かな人生を送ることのできる社会の実現

昨今の社会の変化に対応し、市民一人ひとりが心豊かな人生を送るためには、生涯にわたって学び続けることが重要である。

そして、今後は学んだ成果を適切に生かすことのできる社会の実現が求められている。これまでも、生涯学習による「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」という「学びと活動の循環」の仕組みを構築し、市民一人ひとりが豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会を目指してきたが、今後もその重要性は変わらないものと考えており、社会の変化を踏まえて、より効果的な「学びと活動の循環」の仕組みに改善していくことが必要である。

(4) 検証指標の設定

生涯学習による「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」を図る指標として、次のとおり検証指標ア、イ、ウを設定する。検証に当たっては、熊本市総合計画市民アンケートの結果を用いることとし、令和5年度（2023年度）の結果を基準値として設定する。

ただし、検証指標イ、ウについては、令和5年度（2023年度）の結果※1が新型コロナウイルス感染症の影響で低下しているため、令和元年度（2019年度）の結果を基準値とする。

検証指標	基準値 (R5)	検証値 (R9)	検証値 (R13)
ア 生涯学習が自らの向上に役立ったと思う市民の割合	68.4%	77.0%	85.0%
検証指標	基準値 (R1)	検証値 (R9)	検証値 (R13)
イ 学習を通じて新たな仲間づくりができた市民の割合	24.1%	33.0%	50.0%
ウ 学習を通じて地域の活動やボランティア活動に参加した市民の割合	12.2%	18.0%	30.0%

※1 令和5年度（2023年度）の結果 検証指標イ：16.5%
検証指標ウ： 6.1%

(5) 基本施策及び取組項目(○は公民館での実践事項)

〈基本施策1〉市民が学ぶ楽しさを実感できる学習機会の提供

市民一人ひとりの生涯学習を推進するためには、学習できる環境の整備と提供する学習内容の充実が必要である。

そこで、学習環境の整備として民間事業者や大学との連携強化、デジタル化の推進など、市民が学習しやすい環境をつくる。

また、学習内容を充実させるため、ライフステージ、現代的・社会的な課題や市民ニーズに対応する学習機会と学習内容の充実を図っていく。

取組項目①《生涯学習関係機関などとの連携》

市も民間事業者も多くの学習機会を提供している。連携して生涯学習の提供内容を考えることで、市民が多様な学習を体験できるよう取り組む。

○民間事業者との連絡会議による協力体制の構築

○公民館講座生と地域団体をつなぐ取組の推進

取組項目②《生涯学習推進に関する情報の収集と提供》

市民が学習を始めやすくするために、関係機関や関係団体から多くの情報を収集し、その情報を市民一人ひとりに届けられるように取り組む。

○各生涯学習施設における学習ニーズ把握などのためのアンケート実施

取組項目③《デジタル化の推進》

今後、ICTを活用したデジタル化があらゆる分野で進んでいく。デジタルを活用することで、時間や場所を選ばずに学習ができるなどの利点があることから、生涯学習におけるデジタル環境の整備と学習コンテンツのデジタル対応を促進する。

また、あらゆる市民がデジタル化の恩恵を享受できるように、市民のデジタル化対応の支援にも取り組む。

○公民館などでのタブレット端末やスマートフォンに関する講座の実施

取組項目④《ライフステージに応じた学習内容の充実》

ライフステージによって求められる学習の種類が異なる。乳幼児期、学童期・青年期、成人期、高齢期といったライフステージごとに求められる学習内容を提供していく。

○こどもチャレンジ公民館講座などの実施

○子育てに関する学習機会の実施(家庭教育学級)

○公民館と大学との連携によるリカレント教育の実施

○まちづくりセンターで把握した地域課題を解決するための人材育成講座の開催

取組項目⑤《現代的・社会的な課題や市民ニーズに対応する学習内容の充実》

市民一人ひとりの課題や学びたいことは様々であることから、幅広い学習内容を提供し、それぞれの学びに対応できるよう取り組む。

取組項目⑥《多様性に関する生涯学習の推進》

ジェンダー、国籍、障がいなどに関わらず、誰もが参加できる学習内容を提供していく。また、多様

性に関する理解を深める学習の推進に取り組む。

○公民館を活用したまちづくり活動における多文化共生の推進

取組項目⑦《文化芸術に関する取組の推進》

潤いのある生活の実現のために、有形無形の文化財などの更なる活用や地域文化活動の活性化、また、文化芸術の鑑賞機会や団体支援を充実させることで、文化を生かしたまちづくりに取り組む。

○伝統的な日本文化の体験・継承

※茶道、華道、日本舞踊、邦楽などこどもを対象にした講座の開催

取組項目⑧《スポーツ活動に関する取組の推進》

市民誰もがスポーツに親しめる環境を整えながら、年齢や性別、障がいなどの有無を問わず、それぞれの体力や技術、興味、目的に応じて、気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができる生涯スポーツ社会の実現に努める。

取組項目⑨《身近な社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）の学習内容の充実》

市民の最も身近な社会教育施設である公民館・図書館・博物館などでは、学習ニーズを把握し、それに応じたサービスを実施することで、それぞれの施設の特色を生かした学習内容の充実に取り組む。

○公民館における主催講座の拡充

〈基本施策2〉生涯学習とつながる社会参加の機会の充実

人生100年時代の中で、一生を通して学び続けることが必要な時代になっている。自ら学んだ成果が適切に評価され、他者に発表する機会を得られることは、新たな気づきや刺激になるとともに、次の学びへの意欲の向上につながる。

さらには、学んだ成果が地域に還元されることで、地域社会全体の教育力の向上にも貢献するというように、地域における「学びと活動の循環」が形成される。

このため、学んだ成果を適切に生かすことができる社会づくりを進めていく。

併せて、複雑化・多様化した地域課題解決に対応するために、地域住民と多様な活動主体がつながり、課題を共有し、解決策を検討していくためのネットワークを構築する。

取組項目①《人材やボランティアの養成・活用》

あらゆる世代がこれからも住み慣れたまちで安心して暮らし続けるためには、そこで暮らす人たちが主体となり、お互いに支え、助け合いながら、様々な課題を解決していくことで、地域において弱まりつつあるコミュニティを維持・再生していくことが必要となっている。

そこで、地域を担う人材やボランティアを養成し、活躍の場を拡充する。

○手話講座の開催と手話奉仕員などの活躍の場の提供

取組項目②《学習成果を生かす取組の推進》

検定制度や発表の場など、学習の成果を発揮する機会を提供することで、市民が積極的に生涯学習に取り組みたいと思えるような環境整備に努める。

○学習成果を生かす取組の推進

取組項目③《家庭、地域、学校との連携・協働の推進》

こどもたちがこれからの時代を生き抜く力を身につけ、地域への愛着や誇りを感じることができるよう、家庭、地域及び学校が連携・協働し、こどもたちの居場所を作るなど、地域全体で未来を担うこどもたちを支援する取組を進める。

○地域の公民館や学校などでの文化芸術に接する機会の提供

取組項目④《災害に強い地域コミュニティづくりの推進》

災害に備えるためには正確な知識を身につけ、その知識を生かしていくことが重要である。知識を生かして命や地域を守れるよう、災害に強い地域コミュニティづくりに取り組む。

3 令和7年度の公民館での取組

基本施策を推進していくために本市公民館では、下記の事項を中心に地域の実情に応じた取組を実践していく。

(1) 多様な主体との連携協働の推進

・大学等の教育機関をはじめ、関係団体、民間事業者等と連携することにより、市民の多様化する学習ニーズに応じた学びの場を提供する。

(2) デジタル化の推進

・デジタルディバイド解消を含め、あらゆる市民がデジタル化の恩恵を享受できるような事業に取り組む。

(3) 持続可能な地域づくりの推進

・地域の歴史や文化などの財産を共有し、それを活かした持続可能な未来の姿を住民自らが考え、実現するための取組を支援する。
・世代のつながりを重視した多世代交流型の事業の充実を図る。

(4) 人材やボランティアの養成・活用

・地域づくりの担い手になる人材育成に積極的に取り組むとともに、地域活性化に取り組む民間等の人材との連携・協働を図る。
・幼少期から地域の愛着を育む事業を展開し、参加した青少年や若年層を積極的に活用する。

(5) 健康づくりと生きがいの充足

・高齢者が健康で自立して暮らしていくための学習や活動、つながりづくりに取り組む。
・豊かな知識・技術・経験を有する高齢者の活躍の場や機会を創出する。

(6) 家庭教育と青少年健全育成の支援

・家庭教育に関して、親同士の学びあいを促進する。(家庭教育学級ほか)
・こどもが主体となるような様々な体験活動の場を設け、異年齢のこども同士の交流を図る。
・地域特性に応じた文化・自然・社会体験を含む学習機会を、すべてのこどもたちに提供していく。

(7) 地域学校協働活動の推進

・地域学校協働活動に携わる地域住民の学びや住民同士のつながりづくりに積極的に関わりながら、学校と連携・協働して「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を推進する。

(8) 地域の防災力の向上

・地域の防災・減災力を高めるための学びの場をつくり、地域の防災組織の学習の支援、地域の防災士等のボランティアとの連携、自主防災組織との連携などを通じて、だれもおきざりにしない地域防災の活動の支援、促進を行う。

(9) 共生社会の実現（人権意識の向上）

・性別、障がいの有無、病気、国籍、年齢などに関係なく、一人ひとりの人権が尊重され、互いの生き方を認め合うとともに、多様な考え方が活かされる社会を実現するために、学級・講座の開設や交流活動など人権に関する多様な学習機会を提供する。

4 令和7年度の社会教育主事研究グループ

令和6年度は以下の項目を「重点取組項目」とし、研究グループを編成し、年間を通して学習を深めてきた。

- ① 若者の学びの場と地域参画の機会づくり
- ② 地域の防災力の向上
- ③ 共生社会の実現（人権意識の向上）
- ④ 公民館活動の魅力発信

令和7年度については、重点項目①～③については継続することとし、「④公民館の魅力発信」については、昨年度のグループからに公民館の魅力を再発見するきっかけを与えていただいたので、公民館運営の根幹となるものとして各々で意識していく。

新たに、昨年度の課題として多く挙がっていた「まちづくりセンター（地域担当職員）との連携」を重点項目とし、学校・地域とのより効果的な連携・協働のあり方を検討していきたい。

- ① 若者の学びの場と地域参画の機会づくり
- ② 地域の防災力の向上
- ③ 共生社会の実現（人権意識の向上）
- ④ まちづくりセンター（地域担当職員）との連携

【学習の進め方（例）】

- ・課題（テーマ）の設定
- ・年間計画（実践事項）の作成
- ・計画に基づいた実践
- ・学習成果の発表（2月）
- ・活動の振り返り